

近世中期の新田開発と検地絵図

—武藏国大里郡樋口村の原地新田を事例に—

白井哲哉

- 1 課題設定
- 2 開発着手まで
- 3 検地と絵図の作成
- 4 まとめ

1 課題設定

本稿は、近世絵図研究の観点から、検地絵図の作成事情につき、近世中期の新田開発における一例を検討しようとするものである。

日本近世の村絵図を検討する上で我々が留意すべき点は、村絵図が近世の村方支配にかかわって作成された、近世行政文書の一であると

いう事実である。これは、我々が村絵図を検討する場合、少なくとも二つの視点を持つ必要を教えてくれる。一つは、絵図の描かせ方に支配側の権力意図を読み取るべきこと。もう一つは、描かれた絵図から権力意図に対する描き手の意思をも読み取るべきことである。

周知の通り、兵農分離を経て形成された近世の村社会に、原則として領主は在村しない。領主による村方の支配は、支配・行政の代行者

たる村役人を媒介に、さまざまな文書を通じて実現されていた。その際領主は、支配領域としての村を知るための手段として、村明細帳と村絵図を作成させた。したがつて村絵図の作成は、幕藩領主の村支配とともに展開したと見ることができる。

いま、幕府領を中心にその流れを見ると、近世行政村の領域形成に伴う境争論の解決のために作成された裁許絵図、次に確定された村の領域を描く村絵図、そしてその後の開発や災害等による変更部分を描く部分絵図、との展開を想定できる。⁽¹⁾ 現在、裁許絵図の作成開始は寛永一〇年（一六三三）、村絵図の作成開始は正保元年（一六四四）頃と考へられている。⁽²⁾

ここで想起される疑問は、近世村支配の基本政策である検地において村絵図は作成されたか否か、である。村絵図研究の上では、かつて木村東一郎が、近世初期検地にともなつて検地図が作成されたと報告した⁽³⁾。しかし現実には、古村の初期検地にともなう絵図の原史料は、管見の限りほとんど確認されていない。また佐藤次男は、水戸藩における天保期の領内総検地に際して村方から村絵図を提出させた事例を

報告している。⁽⁵⁾これは「田畠反別絵図」と呼ばれ、「字切図」と「村之全図」の二種類が作成された。前者は検地の実施前に提出が求められ、既存の村絵図の写でも可であつたという。

一方、新田開発にともなう検地絵図は事例がいくつか知られている。著名な例では、延宝二年（一六七四）の武藏国多摩郡小川新田絵図が挙げられよう。⁽⁶⁾これは耕地を一筆ごとに描いたもので、田畠の区別、反別、名請人名などが記載される。しかし、新田検地の絵図も、それらがどう作成されたかは明らかでない。

そもそも、近世絵図の作成事情は、近年に研究が進んだ国絵図関係や、史料が残りやすい論所裁許関係⁽⁸⁾の絵図を除けば、決して十分に明らかではない。これが、本稿で新田検地絵図の作成事情を取り上げる理由である。分析対象は、寛保三年（一七四三）に実施された武藏国大里郡樋口村の原地新田検地である。後述するように、この原地開発は、後期徳川吉宗政権による関東の河川整備や新田開発政策の一環で実施された。⁽¹⁰⁾しかし行論の関係上、その全体像や歴史的評価などの検討は別稿に譲り、ここでは絵図の作成に至る経緯の報告に専念する点を御了承願いたい。

2 開発着手まで

まず、原地新田の開発に至る経緯を明らかにしておこう。そのきつかけは、勘定組頭の堀江荒四郎による原地及び流作場の見分である。⁽¹¹⁾なお、表1には、堀江の見分から原地新田検地に至る過程を年表形式

で示した。

元文五年（一七四〇）九月一日の寅中刻、大里郡菅沼村に次の廻状が届いた。

【史料1】⁽¹²⁾

覚

一 武州荒川通御料私領村々川通、菅野埜地耕場立野小物成高人之場并見取場切添立出等之分野永納候も不納分も、此度流作場願人有之、為見分我等相廻り候ニ付、近々役人共先達而差遣候地所有駄ニ致案内、少ニ而も紛敷儀無之様可致事、

一 右埜地菅野其外前条之品々龜絵図ニ仕立、横豎間數書付、役人相廻候節可差出事、

一 元文巳年より未年迄三ヶ年割付之写半紙帳面ニ仕立、是又役人相廻候節可指出事、

一 役人村移之節、人馬賃錢相払候間、可得其意候、尤無益之人馬差出申間敷候事、

一 我等并役人逗留之村方、上下共一汁一菜之外堅可為無用候、少ニ而も馳走ケ間敷儀於有之ハ急度可遂吟味候、尤役人并竿取小者等非分之儀申掛候ハ、無遠慮我等方江可申出候事

一 此度為見分差遣候役人姓名左之通り

萩原 篠八郎

岡田 清右衛門

黒沢 儀助

加藤 友右衛門

今井 団右衛門

常井 順七郎

表1 武藏国大里郡樋口村原地開発関係年表

西暦	年	月	日	事 項	文書番号
1740	元文5	閏7		堀江荒四郎から荒川通り廻村の先触が出される	1793
1740	元文5	9	11	堀江の先触と御案内帳の雑形が音沼村に到着	1793
1740	元文5	9	13	田中、音沼、樋口、春ノ原の4村が、御案内帳と村切川通り絵図を、須賀広村の堀江に提出	1793
1740	元文5	9		堀江が、樋口村ほか9か村の原地と、樋口・春ノ原の2か村の流作場の村請開発の可否を打診	
1740	元文5	9		樋口村が原地と流作場の開発について惣百姓連判帳を作成	
1740	元文5	9	18	樋口村ほか9か村が堀江へ、原地新田開発につき往来に高札の掲示を願い出る	1793
1740	元文5	11	4	樋口村ほか9か村が堀江へ、原地新田開発の村々割合覚を作成、村請証文を提出	164
1740	元文5	11	6	樋口村が堀江へ、流作場開発の願書を提出	164
1740	元文5	11	20	樋口村が村人から、原地新田の地代金を初めて徵集	166
1740	元文5	11	29	堀江役所の渡邊清八が、樋口村から最初の原地新田地代金を受け取る	166
1741	寛保1	8	22	樋口村が原地開発について惣百姓連判帳を作成	168
1743	寛保3	9		原地新田検地につき、依田茂八郎・出井重四郎が心得をいい渡す	1705
1743	寛保3	10		原地検地実施、新田検地野帳、稟場野帳、地引字内見位付帳が作成される	317・319・320
1743	寛保3	11	12	検地役人が樋口村へ、野帳と検地絵図を貸し渡して確認・訂正を求める	319
1743	寛保3	11		樋口村が野帳の確認・訂正について惣百姓連判証文を作成	231
1744	延享1	7		堀江・依田・出井が樋口新田稼場小前反別改帳を作成	391

※文書番号は、全て平山(小)家文書(埼玉県立文書館収蔵)である。

渡辺 清八 永井 太四郎

樋口 直七郎 和田 清助

永井 太四郎

【史料2¹⁴⁾

の事情を次のように記している。

流作場一札之事

中村 文右衛門
野村 延蔵

右之通可相心得、尤我等見分之節

御朱印人馬触者其節可申触候条可得其意候、此廻状村方銘々致印

形可相返候

申閏七月

堀江荒四郎 印

(後略)

為其惣百姓連判差出シ申所仍而如件

樋口村百姓

この堀江荒四郎の先触は、石原・大麻生・広瀬・田中・菅沼・樋口・春原の七か村の村役人宛で、別に「何村荒川通り流作場御案内帳」の雑形が付されていた。さらに田中・菅沼・樋口・春原の四か村には、

元文五年申九月

六郎右衛門 印

(外六二名連判)

雑形に基づく「御案内帳」、絵図、過去三か年分の年貢割付状写の三點を、九月一三日の朝までに須賀広村へ提出するよう添書があつた。樋口村には、「御案内帳」に基づいた元文五年九月「樋口村田畠観帳」の写が残されている¹⁵⁾ので、四か村の村役人は指示のとおりに書類を提出したと思われる。

堀江の一行は、村々から書類の提出を受け、荒川沿いの流作場や原地を見分した。そして、それらの開発の可否につき村々へ打診をしたと思われる。それを直接に語る史料は残されていない。しかし、同年同月に樋口村で作成された「流作場一通り惣百姓連判帳」は、その時

原地の開発については、次のような文書の写が残されている。

【史料3⁽¹⁵⁾】

乍恐口上書以御願申上候御事

一此度原地御開發御新田ニ被仰付被下置候ニ付御願申上候、右原
地熊谷町小川町寄井町共外所々江海道御座候ニ付、日々二往来
留り御座候得ハ、此上右原地之内ニ御高札三枚被仰付被下置候
様ニ奉願上候、末々御開發仕作等仕付け、且又御開發ニ罷成不
申場所ハ山ニ茂仕立植木等下草惣而猥り罷成不申御年貢御上納
仕申度奉存候、自然野火等附ケ申候儀も御座候間、此上左様成
義無御座候様、右之通御高札被仰付被下置候ハ、組合村々相助
り難有奉存候以上

申九月十八日

九ヶ村

組頭老人ツ、

一三町九反九畝四歩

此野永百九拾九文六分

反二付永五文ツ、

林場

堀江荒四郎様
御役所

是ハ須賀広村ニ而

丈右衛門様清右衛門様

友右衛門様上ル

これは原地開発に際して、入会の九か村が須賀広村に逗留中だった
堀江一行に出した願書である。内容は、原地の開発が九か村に命ぜら
れたことを踏まえ、原地が熊谷・小川・寄居などへの街道沿いのため、
管理についての高札三枚を建ててほしいと述べている。現地の見分は

九月一三日以降であるから、九か村は数日のうちに原地開発について
合意したことになる。

九か村入会の原地は、総反別が二一一町四反六畝一三歩、うち三九
町三反五畝一三歩は村々の林場として残され、残りの一七二町二反が
新田開発の対象となつた。⁽¹⁶⁾これを九か村で相応に分割することになる。

九か村は、一一月に次の文書をそれぞれ提出した。

【史料4⁽¹⁷⁾】

差上申原地新田開発村請証文之事 拙

原地新田

一拾八町六反歩

此地代金拾四両壹分永七拾弐文

金四両三分永弐拾四文 反二永七拾七文申年可納分

此野永百九拾九文六分

反二付永五文ツ、

林場

右者武藏國大里郡樋ノ口村原地此度新田村請之通り開発之儀被
仰付奉畏候、然上ハ村中大小之百姓無甲乙地所割合仕早速可仕候、

地代金之儀者鉢下三ヶ年之積り書面之金高當申年より戊年迄三ヶ
年ニ急度上納可仕候、四ヶ年め亥年御檢地請、同年より御年貢右
地所相應ニ被仰付次第指上可申候、若開発之儀贅ニ仕候か又者地
代金相滯候ハ、右地所縱開発ニ取掛り候共不殘御取放シ其上何
分之越度ニも可被仰付候、御訴訟ケ間敷儀申上間敷候、依之村請

証文差上申所仍如件

大里郡樋口村

元文五年申十一月四日

名主 五郎七

寛保元年酉八月廿二日

六郎右衛門 印

(外六三名連判)

堀江荒四郎様

百姓代 六郎兵衛

組頭 勘左衛門

御役所

これは樋口村の例だが、開発対象地には三年間の鉢下年季が認められ、その間に地代金の支払いを課せられたことがわかる。また、秣場

には野水が課せられた。年が明けて寛保元年（一七四一）八月、樋口村では原地開発に関して次の連判帳を作成している。

【史料5】

相定申一札之事

一去ル申年秣場御新田願之者御座候ニ付組合村々請地ニ御願申上

候得ハ、御吟味之上村請地ニ被仰付、堀江荒四郎様御役所ニ而

地代金反ニ永七拾七文宛三ヶ年ニ差上ケ、右原武拾武町五反九

畝四歩之内三町九反九畝四歩秣場ニ被下置反ニ永五文宛被仰

付、相残三ヶ年内不残開発被仰付、四年目ニ御検地を請御年

貢被仰付候由、拙者共方へ被仰渡承知仕、依之末々中間ニ而境

外江株ニ而も作毛ニ而も一鑓一鉢ニ而も手入申間敷候、罪料

五百文宛取り可申候、若シ見逃シ仕候者有之候ハ、罪料壹貫文

宛為出可申候、か様ニ相定申上ハ仲間ニ而吟味之上急度出入等

無御座候様ニ可仕候、為其惣百姓連判仕差上ケ申、少も相違無

御座候、為念一札仍而如件

3 検地と絵図の作成

ここに樋口村の惣百姓は、原地開発と四年目の検地を了承するとともに、自村分の土地以外での草刈りや耕作等の禁止を申し合わせている。こうして樋口村の原地新田開発が着手されたのである。

三年間の鉢下年季が明けた寛保三年（一七四三）、九か村の原地新田の検地が始まった。次の文書は、検地に先だって九月に担当役人が出した触である。

【史料6】

覚

一此度検地ニ付我等共并下役人等取其村々江相越候間、御用之儀

無滞様ニ相心得、諸事費成義一切無之、尤余度之人馬差出申間

敷候、泊宿等迄其旨可相心得事、

一検地ニ付案内之者之儀村中大小百姓之内吟味之上、地面能ク存

候正路成者撰、八九人茂書付可出事、

一位付之儀、田畠者不及申ニ芝地整地等之類迄一二附を以位ヲ定、

土地善惡次第毫より五六番迄も付立、反別并番付共ニ横帳ニ書

記、尤右之田畠ごとに建札ニ茂記可申事、

一田畠野山ニ付出入有之ハ早速可申出候、吟味之上相済儀ニ候

ハ、可申出、右之趣相心得検地之障り不成様ニ可仕候事、

一檢地ニ付其日繩請候地主之外無用之百姓罷出、障費シ不申様ニ

村中堅可申合事、

一檢地ニ付道橋修復掃除等堅無用ニ候、尤往来難儀所ハ通路成様ニ可致置事、

一宿之儀ハ先達而下役人罷越シ可致指図候、百姓家無之所ハ寺社方ニ而茂能候、見苦敷分ハ不苦候間新規ニ取縫候義堅仕間敷候、雪隠等無之所ハ軽ク菰張ニ成共しつらひ可申候、馳走ケ間敷一切可為無用事、

一惣而所ニ無之物他所より調置候事堅無用ニ候、野菜之儀ハ所ニ

有合候を可調候間、其旨可相心得事、

一檢地ニ付若紛敷義申掠金子等可取巧ニ仕候もの可有之哉、如何様之義申掛け候とも一切請之申間敷候、尤村方へも礼物等一切

受用仕間敷候、万一紛敷義ニ致し一味金子等出候歟又者礼物一杯出候有之、重而相知候ハ、急度遂吟味候、此段末々之百姓迄念入可申付事以上

寛保元年亥九月

依田茂八郎
出井重四郎

檢地役人が村に逗留して檢地を実施する際の饗応や賄の禁止、宿舎

や人馬への注意などが書かれている。ここでは次の二点に注目しておこう。まず村側は、土地の事情に通じた案内人を八~九人選ぶこと。そして、事前に土地の善悪に応じて五~六段階の等級を付して、その

結果を横帳に仕立てるとともに、実際の田畠へ札を建てる事である。

樋口村の原地新田検地は一〇月に実施された。村では事前に「地引字内見位付帳」を作成して、検地役人へ提出した。検地は、今井團右衛門・三宅佐六の立会で、辰巳勘右衛門・上条弥五郎・浅野忠七・熊本文藏・小泉甚内・森半内の六名が携わり、原地新田分及び林場分の野帳を作成した。

検地実施後の一月、検地役人から樋口村へ野帳と絵図が渡され、次のような指示が出された。

【史料7】

一貸渡候野帳之内間敷歩名違等其外難心得所ハ付紙記可承事、一地引帳之内墨ニ而消候芝畑林畑記候而、直シ之通相認張候所へ地主印形可残事、

一地引帳直シ候者、此方より渡候野帳へもケ所之付紙いたし書付可差出候、

一同名之もの有之候ハ、地引帳肩ニ而訳相知候様何六兵衛ニ何八兵衛と可書記候、

一他村之者所持之分ハ何村誰と肩書可致事、

一字書落無之様可致事、

一惣町歩寄付仕直シ本畑林畑等品訳いたし可差出事、

一絵図面にて茂持主名前地引帳と相違無之様ニ直シ可差出事、但武枚之内此度壹枚貸渡し残壹枚此絵図も來次第直させ候

間、村方控絵図相違無之様ニ直シ置可申事、

一寄番ニ折候内割地引帳二つり懸ケ遺候一筆ニ寄、初筆之者名前付致印形可差出候、尤番付者此方より貸渡候野帳之通可記事、

一地位壹式三付ハ先達而差出候通可記事

亥十一月十二日

これを受けて作成された、樋口村の惣百姓連判帳も掲げておこう。

【史料8⁽²⁾】

相定申一札之事

此度原地御新田御検地相済候ニ付、御掛り役人様方より御仕立之野帳御借シ被下、拙者方江面々ニ被仰聞承知仕候、依之口今迄之通り隨分境目等ニ付出入等も無之様ニ相慎可申候、尤株場之儀茂、御割渡シ被下置候所少々宛之御割不足御座候所被仰聞、是又承知仕奉畏候、此末右御新田場ニ付何ニ而茂出入等其外申分茂無御座候、為後日惣百姓連判仍而如件

寛保三亥十一月

六郎右衛門 印

(外五七名連判)

これらによれば、検地の結果は、検地役人側の「野帳」と村側の「地引帳」の一種類で記録されていたと思われる。検地役人は、「野帳」を村に貸し与えて間違いの訂正を求めたのである。村では、村役人が惣百姓に対して「野帳」を公開し、村人が自分の名前記載を確認できるようにした。

さて、検地役人は「野帳」と同時に、「絵図面」も村方へ貸し与え

ていた。そして絵図面に書かれた耕地の持主の名前を、やはり地引帳で確認して訂正し、村方の控の絵図も同様にするよう求めた。ここから樋口村の原地新田検地にかかる絵図は、次のような作成過程を想定できよう。まず検地の実施以前に、村の側で絵図が作成された。その描写内容は、「地引字内見位付帳」や位付ごとの建札と照應するものだつたろう。それを踏まえて検地役人は、「野帳」とセットで「絵図面」を作成した。このとき、村の側に「地引帳」とセットになる「村方控絵図」があつたが、これは当初の絵図を修正したものだろう。

ところで、樋口村には「武藏国大里郡樋口村原地新田検地野帳」「武藏國大里郡樋口村原地株場検地野帳⁽²⁴⁾」という横帳二冊、そして図⁽²⁵⁾に示した「武州大里郡樋口新田絵図」という絵図一鋪が残されている。横帳は、検地役人から貸し出された「野帳」の写と思われる。絵図について、ここには字名、土地の種別、地番、位付のみが書かれており、耕地の持主名は見られない。但し、その記載内容は横帳二冊に一致しており、絵図で特定した耕地の内容は横帳で確認できる。

この絵図こそが、検地役人の貸し与えた「絵図面」ではないだろうか。すなわち、検地役人は村の側へ同じ絵図を二枚与え、それらを「村方控絵図」と照合の上訂正させた上で、一枚を返却させ、一枚を村に残したのである。そして「野帳」は、村の側で写し取ったものが残された。この「武州大里郡樋口新田絵図」は、縦九一センチメートル、横一三八センチメートル。同時期の他の文書と比べて、字体はやや異なるように見える。樋口村にはこの絵図の写が何点か残されているが、

近世中期の新田開発と検地絵図

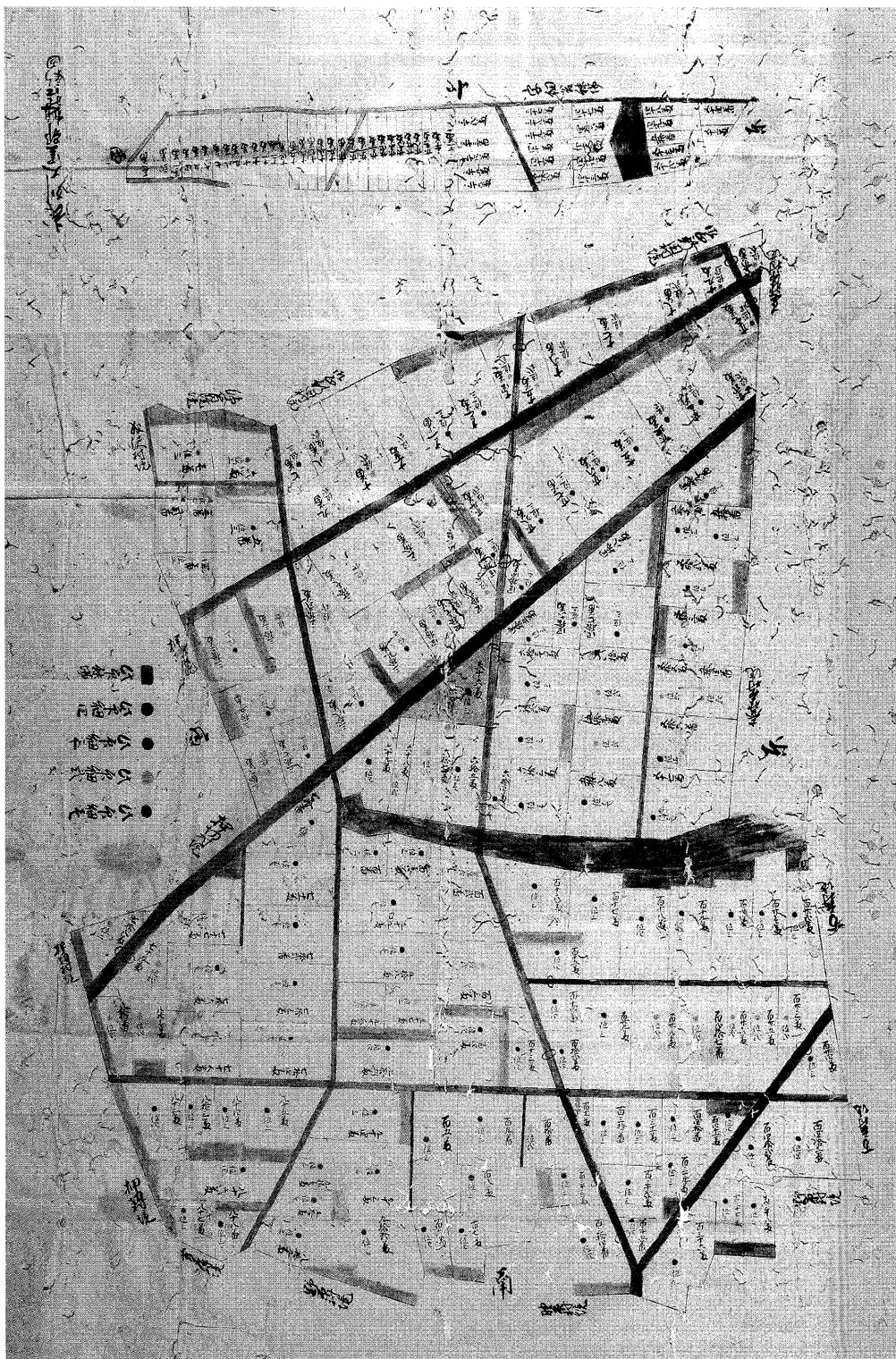


図1

そのうち文化二年（一八一四）のものは⁽²⁵⁾株場のみが抽出されて描かれている。まさに、樋口村原地新田の基本図と言えるだろう。

樋口村から「野帳」と「絵図面」の返却を受けた検地役人は、その

成果に基づいて延享元年（一七四四）七月に新田検地帳を作成した。

現在それは失われているが、株場については「武藏国大里郡樋口新田
株場小前反別改帳」が残されている。これは株場の一筆毎に反別と持
主名を記載するものの、地番は除かれたので絵図との照合ができない。

おそらく新田検地帳も同様だつただろう。記載の最後には、検地役人
の依田茂八郎と出井重四郎、そして堀江荒四郎が連判している。

4 まとめ

以上、大里郡樋口村における原地新田検地の過程を検討して、そこ
における絵図の作成事情を論じてきた。現在、樋口村に残されている
検地絵図は、村の側が事前に作成した絵図をもとに検地役人が作成し
た控図と評価できる。しかもそれは「野帳」との照合が可能だが、お
そらく最終的な新田検地帳との照合はできなかつたと思われる。

この点、検地絵図は検地の実施及び検地帳作成時において、現地と
の比定を目的とする機能を持っていたと言えよう。描写の形式は異な
るが、佐藤次男が紹介した水戸藩の天保検地絵図も同様であつたと思
われる。近世の年貢賦課は、名請人を媒介として村単位におこなわれ
たから、領主の側は現地の比定を必要としなかつた。最終的な検地帳
と検地絵図がセットで作成されない理由は、この点に求められよう。

注

(1) 白井哲哉「近世村絵図の史料的研究(一)」『明治大学刑事博物館年報』
一九(一九八八)。

(2) 前掲注(1)のほか、山本英二「論所裁許の数量的分析」『徳川林政史
研究所紀要』二七(一九九三)を参照。

(3) たとえば木村東一郎『近世地図史研究』(古今書院、一九八七)、一六二
及び一八三～五頁。

(4) 前掲注(3)で木村は、天正年間作成という武藏国高麗郡高萩村絵図と、
寛永一八年(一六四一)年紀を有する武藏国多摩郡油平村絵図を例証に掲
げている。しかし、高萩村の検地は慶安二年(一六四九)が初見で、絵図
の所在自体が現在不明である。また油平村絵図は、『秋川市史』(一九八三)
八二〇頁等に掲げられた写真で判読する限り、字体等から後年に作成され
た可能性も否定できない。いずれにしても、絵図そのものの史料的検討が

これは、地租改正によって年貢が地租へ変わり、地券の発行によつて
一筆ごとの土地と所有者の確定が必要になつたとき、全村規模の地籍
図として作成されることになる。⁽²⁶⁾

もつとも村の側では事情が異なり、年貢や野永の負担者を確定する
上で絵図は必要だつたと思われる。それゆえ、領主から与えられた検
地絵図は、その後も村で写が作成されるなど保存に意が用いられたと
言えよう。

改めて必要と思われる。ちなみに、畿内では幕府領総檢地にともなつて絵

がある。

図が作成された例が知られるが、それは一七世紀後半の延宝期のことである。

(12) 平山(小) 家文書No.一七九三。なお、代官姓名に付された居所の記載は省略した。

(5) 佐藤次男「水戸藩の天保検地絵図について」『茨城県史研究』七六(一九九六)。

(6) 『小川家文書目録 上巻』(小平市中央図書館、一九八六)、口絵に掲載。

(7) 国絵図研究会編『国絵図の世界』(柏書房、一〇〇五)を参照のこと。

(8) 例えば白井哲哉「江戸時代の『郷』」木村穂編『村落生活の史的研究』(八

木書店、一九九三)では、元禄期の「郷境論」の発生から幕府評定所による裁許絵図の発給に至る一連の過程を明らかにし、その中で村方による論

所絵図の作成などを述べている。

(9) 以下、断りのない限り、使用する文書群は、埼玉県立文書館所蔵の平山

(小) 家文書である。これは、収蔵文書目録第一五集『平山家・鬼久保家・吉田家文書目録』(一九七八)に収録されている。

(10) 以下、参考までに、関連する主な先行研究を掲げておこう。大谷貞夫「近世日本治水史の研究」(雄山閣、一九八六)、第二章、第五章第三節。松尾

公就「享保改革末期の年貢増徴政策」『近世史研究』一二(立正大学古文書研究会、一九七九)。同「享保改革末期の流作場新田検地について」『歴史手帖』九一(名著出版、一九八一)。同「享保改革末期の新田政策」

北島正元編『近世の支配体制と社会構造』(吉川弘文館、一九八三)。大石学『享保改革の地域政策』(吉川弘文館、一九九六)、第三編第一章。

(11) 『江南町史 通史編 上巻』(一〇〇五)、六五六七頁に、簡単な言及

(28) 但し、近世後期には、災害復旧などの特別な理由から「地押」=再検地

近世中期の新田開発と検地絵図

が実施された際、「地押帳」（検地帳）と併せて「地押絵図」の作成される例がある。